

福井県バドミントン協会内規

(組 織)

第1条 本協会への加盟は常任理事会の承認を得なければならない。

第2条 本協会の登録は加盟団体より行うこととする。

(役 員)

第3条 高体連、中体連の専門部長は本協会の副会長とする。

第4条 加盟団体の長は本協会の参与とすることができる。

第5条 常任理事は、理事長、副理事長、事務局長、各専門部（大会事業部、強化部、競技審判部、広報部）の部長および若干名とする。

第6条 理事は連盟・市協会各2名、町協会・クラブ各1名と会長推薦の若干名とする。

第7条 評議員は各加盟団体2名とする。

(任 務)

第8条 業務は、事務局と各専門部（大会事業部、強化部、競技審判部、広報部）で分担する。

第9条 各部長は常任理事会の承認を得て部員を任命することができる。

(会 計)

第10条 加盟分担金は、次の通りとする。

◇連盟・市協会	¥20,000
◇町協会・クラブ	¥10,000
◇高体連・中体連	連盟規定による

第11条 登録料は、次の通りとする。

◇一般・大学生	¥1700
◇高校生	¥700
◇中学生	¥500
◇小学生	¥500

(改 廃)

第12条 この内規の改廃は、常任理事会の議を経ておこなう。

(附 則)

この福井県バドミントン協会内規は、昭和40年4月から施行する。

昭和58年4月1日 一部改正

平成6年4月2日 一部改正

平成18年4月8日 一部改正

平成21年4月4日 一部改正

平成24年4月14日 一部改正

平成27年4月4日 一部改正